

### 3 - 2 光害防止のための制度・施策の種類

地方公共団体が選択できる光害防止のための制度・施策の種類をまとめると、以下のようになる。

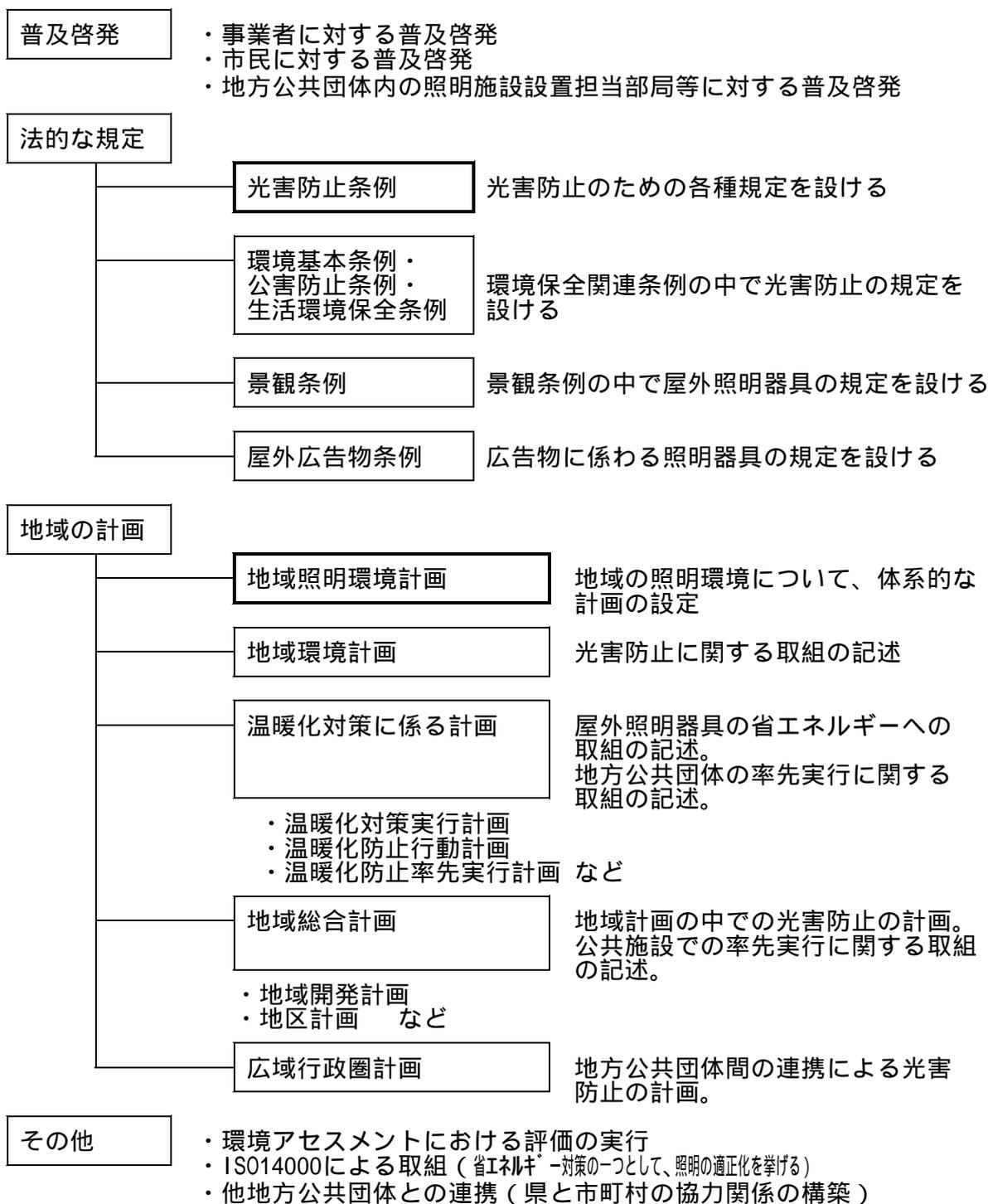


図 3 - 1 光害防止のための制度・施策の種類

各種条例、計画等の性格、規定範囲などにより、対応できる「光害」の種類が異なってくると考えられる。各種施策の可能性と限界についてまとめると以下ようになる。

光害防止条例 : 「光害」に関するより詳細な規定の設定が可能である。

環境基本条例、公害防止条例、生活環境保全条例  
: 条項で規定する公害等の項目の一つとして、「光害」に関する規定が設定可能である。

景観条例 : 景観と屋外照明に係る部分に限定される。  
景観を阻害する要因として、障害光や漏れ光を規定できる

屋外広告物条例 : 規定できる対象が屋外広告物のみ限定されるが、  
広告物における光害防止の規定が可能である。

地域照明環境計画 : 「光害防止」に関するより詳細な計画の設定が可能である

地域環境計画 : 「光害防止」について、動植物等への直接的な影響や省エネ性については計画できる。また、広告物、景観、道路整備に係る部分についても、周辺環境への影響防止という観点から計画に設定することが可能である。

温暖化対策に係る計画（温暖化対策実行計画、温暖化防止行動計画等）  
: 省エネルギーに係る部分の規定が可能である。  
また、省エネルギー機器の選定により、漏れ光などが防止でき、結果的に光害への防止についても規定することが可能である。

地域総合計画 : 地域の照明環境の改善などの目標を設定し、施設整備などに反映させることが可能。

広域行政圏計画 : 「自然環境の保護」など、複数の自治体に関連する事項について、光害防止に関する目標の設定と対応が可能。地方公共団体同士のコンセンサスの形成が必要である。

表3 - 1 諸条例、諸計画で規定できる光害の種類

	動植物への影響	居住者・運転者への影響	天文観測への影響	景観・快適性への影響	エネルギー消費への影響
光害防止条例					
環境基本条例 (公害防止条例、生活環境保全条例)					
屋外広告物条例					
景観条例					
地域照明環境計画					
地域環境計画					
温暖化防止実行計画					
地域総合計画					
広域行政圏計画					

施策のポイント

地方公共団体が「光害」に関する施策を考える上でのポイント

(ステップ)

- 既存の施策体系、制度の中でできることを検討
- 「地域照明環境計画」の策定の検討
- 「光害防止条例」の策定の検討

また、施策を検討するうえで配慮する点としては、以下のようなものがある。

- ・ 地域の特徴
- ・ 光害に関する苦情の事例
- ・ 起こる可能性のある光害
- ・ 各種条例、計画の実行状況、改訂見直し
- ・ 条例・制度の適正な運用